

## 日本労働年鑑 第64集 1994年版

The Labour Year Book of Japan 1994

## 特集 日本における外国人労働者の現状

## 第三章 「不法就労」外国人労働者問題の深刻化

## 一 矛盾の激化

## ■ 摘発される「不法就労」外国人労働者の増加

八〇年代の新しい外国人労働者は、「観光ビザ」で来日して資格外活動をしたり、滞在期限が切れたあとも日本に残留して就労するいわゆる「不法就労」外国人労働者問題を含んでいた。これらの外国人労働者の大部分は、アジア諸国からの人々で占められていた。九〇年六月の「入管法」改正の目的の一つは、年々増えつづけていたアジア系「不法就労」外国人労働者問題に対処することであった。

第5表は、八一年以降に「不法残留・不法就労」で摘発された外国人労働者数の推移を示している。八七年は、その数が一万人を超えたとして注目されたが、その後も摘発される人の数は一貫して増えつづけている。「入管法」が改正された翌九一年と九二年の数字を比べるとほぼ倍増している。摘発された人の国籍も、八七年では合計三二カ国、九〇年では五八カ国であったが、九二年には七六カ国に及んでおり、年々多国籍化する傾向が示されている。

第5表 国籍別「不法就労」外国人労働者の推移

	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
フィリピン	288	409	1,041	2,983	3,927	6,297	8,027	5,386	3,740	4,042	2,983	3,532
タイ	223	412	557	1,132	1,073	990	1,067	1,388	1,144	1,450	3,249	7,519
中国	641	775	528	446	427	356	494	502	588	1,142	1,665	3,967
韓国	37	132	114	61	76	119	208	1,033	3,129	5,534	9,782	13,890
パキスタン	5	7	7	3	36	196	905	2,497	3,170	3,886	793	1,072
バングラデシュ	—	—	—	—	1	58	438	2,942	2,277	5,925	293	390
イラン	—	—	—	—	—	—	—	—	15	652	7,700	13,982
マレーシア	—	—	—	—	—	—	18	279	1,865	4,465	4,855	14,303
スリランカ	—	—	—	—	—	—	—	20	90	831	307	451
その他	240	154	92	138	89	115	150	267	590	1,957	1,281	3,055
総数	1,434	1,889	2,339	4,783	5,629	8,131	11,307	14,314	16,608	29,884	32,908	62,161

〔備考〕 1) 1981～1988年までのイラン、バングラデシュ、マレーシア、スリランカの数のうち「—」は、各年度の「その他」の数に含まれる。

2) 中国には、台湾、香港が含まれる。

3) 法務省入国管理局発表の統計より作成。

## ■ 「不法就労」外国人労働者の実態

巻頭図7は、摘発された外国人労働者の総数とその男女別推移を示している。八七年から八八年にかけて、女性と男性の数が逆転し、その後女性の数は減少傾向にあったが最近再び上昇傾向を示している。また、巻頭図8は、九二年の「不法就労」外国人労働者の男女別就労内容を示している。男性の場合

には、建設作業員、工員、労務作業などの一般に三K労働と呼ばれる職種に集中していることがわかる。また、女性の場合、八〇年代末までは、ほとんどがホステスに集中していたが、九二年の数字では、その割合は三分の一程度に減少し、工員、皿洗い人、ウェイトレスなどさまざまな職種へと分散化しているのが特徴的である。

第6表 主要国籍・出身地別「不法」残留者数の推移

年 月 日	1990年7月1日	1991年5月1日	1992年5月1日	1993年5月1日(%)
タ イ	11,523	19,093	44,354	55,383 (18.5)
韓 国	13,876	25,848	35,687	39,455 (13.2)
フィリピン	23,805	27,228	31,974	35,392 (11.9)
中 国	10,039	17,535	25,737	33,312 (11.2)
マレーシア	7,550	14,413	38,529	30,840 (10.3)
イ ラ ン	764	10,915	40,001	28,437 (9.5)
ペ ル ー	242	487	2,783	9,038 (3.0)
バングラデシュ	7,195	7,498	8,103	8,069 (2.7)
パキスタン	7,989	7,864	8,001	7,733 (2.6)
台 湾	4,775	5,241	6,729	7,457 (2.5)
ミャンマー	1,234	2,061	4,704	6,019 (2.0)
そ の 他	17,505	21,645	32,290	37,511 (12.6)
総 数	106,497	159,828	278,892	298,646 (100.0)

〔備考〕 法務省入国管理局「本邦における不法残留者の数について」（平成5年5月1日現在）；入管協会『国際人流』第77号（1993年10月）21頁の表1より作成。

第6表は、滞在ビザの期限が過ぎても日本国内に左留している「不法」残留者の国籍別推移を示している。その大部分は、国内でなんらかの就労に携わっていると思われるために、ここに現れた数がそれぞれの年の「不法就労」外国人労働者の総数を示していると思われる。「不法就労」外国人労働者は、本来であれば「入管法」改正によって、減少すべきはずであるが、その数は皮肉にも改正後も増えつづけ、九三年五月現在の数字で約三〇万人に達している。

#### ■ 無権利状態にある「不法就労」外国人労働者

「観光ビザ」や「興行ビザ」で来日し、滞在期限が切れたあともそのまま滞在して働いているケースが多い「不法就労」外国人労働者は、発覚すれば国外退去を免れないために置かれている立場は弱い。また、入国から就労に至るまで、悪質なブローカーが介在している場合も多い。したがって、以下の事例に示されるように、男女を問わず「賃金不払い」や「中間搾取」、女性の場合には「研修」名目で入国させてホステスとして働かせ、しばしば売春を強要されるなどの被害が多く、「無権利状態に放置」されているのが現状である。

▽「枚方市の労働者派遣業者は、観光ビザで来日したバングラデシュやスリランカ、ガーナなど五カ国三五人の外国人を含む約二五〇人の労働者を不法に近畿の建築現場などに派遣、日当の半分をピンハネし、一二年間で約二〇億円を荒稼ぎしていた。不法就労に携わった外国人労働者は延べ二〇〇人に上る。一日約一万五〇〇〇～二万円の日当のうち、外国人労働者には半分の六五〇〇～九五〇〇円しか支払わなかった。住居も六畳一間に五、六人を押し込んでいた」（『毎日新聞』九〇年五月三十一日付）

▽「九〇年一二月五日から三日間行われた『外国人 인권ホットライン』の結果によると、相談者の多くが資格外就労や滞在期間オーバーの人で、相談件数二四〇件のうち、ビザの変更や帰国相談などが八八件、賃金不払いや労働災害などが七二件であった。労働現場でのひどい扱いが目立った。（『毎日新聞』

九〇年一月二日付)

▽「フィリピン人女性二人をスナックにホステスとして派遣し、賃金の半分以上をピンハネしていた暴力団組長が身柄送致された」(『読売新聞』九一年四月四日付)

▽「偽装結婚 すでに三〇〇〇組」

「日本で長期の在留資格を得ようと、日本人と偽装結婚する外国人が急増している。東京入国管理局が把握しているだけで、すでに三〇〇〇組の『偽装夫婦』が誕生したとされ、背後に多数のブローカーが暗躍しているとみられる」(『朝日新聞』九二年二月二日付)

▽「インドネシアから出稼ぎ一年 頼みの母国大使館前 ひん死でたどりついた二四歳、九日後の結核死」(『朝日新聞』九二年八月三〇日付)

## ■ トラブルの急増

労働省の調査によれば、「賃金不払い」や「解雇」など、外国人労働者が労働基準監督署に申告するトラブルが急増している。それによると、九二年一年間の申告数は七四〇件で前年実績の三倍、そのうち「賃金不払い」が六〇二件、「解雇」が九〇件、けがや病気などの労災補償が一七件である。この外国人労働者のトラブルの発生率は日本人の一〇倍に達するといわれている。

合法的な外国人労働者が多く、自ら申告してきたトラブルの発生状況でさえこのような状態であるから、「不法滞在・不法就労」状態のもとにある外国人労働者は、いっそうひどい状況にあると思われる。とりわけ深刻な問題は、労働災害と医療問題である(『日本経済新聞』九三年六月一二日付)。

## 二 労働災害の多発と地下潜行化

### ■ 労災認定にこぎつけたケース

九〇年八月、建設現場で働いていた二八歳のバングラデシュ人の男性が、頭部に鉄骨材の直撃を受ける事故にあった。八八年八月に観光ビザで来日し「不法滞在」のまま働いているなかでの事故であった。それから一年後、右半身不随と言語障害の後遺症が残ったまま車椅子で父親とともに帰国した。民間支援団体の支援があり、労災補償給付が可能となった(「告発

車いすの帰国」『信濃毎日新聞』九一年九月二七日付)。

九〇年一月には、栃木県足利市の廃品回収業の作業場で働いていた一二歳になるイラン人少年がベルトコンベヤーのローラーに巻き込まれて亡くなっている(「不法就労でも労災に 作業中死んだイラン少年」『毎日新聞』九〇年一月二日付)。「印刷機の清掃中に右腕を機械に巻き込まれ切断したパキスタン人の事故」(『毎日新聞』九二年三月一六日付)、「金属板の裁断作業中、左手切断のけがを負ったスリランカ人の事故」(『神奈川新聞』九二年八月二六日付)など、その後も「不法就労」外国人労働者の労災事故はあとを絶たない。

ここに示された事例は、いずれも労働災害認定にこぎつけたケースである。労働省の調査によれば、九〇年から九二年の三年間に労働災害で死亡した外国人労働者の数は、合計五〇人であるが、労災保険にもとづいて死亡補償を受けた「不法就労」外国人労働者は七人だけであった(『毎日新聞』九三年九月二五日付)。

### ■ 『労災白書』から

全国労働安全衛生センター連絡会議の『外国人労働者の労災白書』(九二年版)によれば、「不法就労」

外国人労働者の労働災害の多くは、製造業の工場や建設現場で発生しており、骨折や切断事故が大半を占めている。また、被災事故の六割が、就労開始から三ヵ月以内の比較的短期のうちに生じていること、機械の安全装置を取り外して作業させたり、安全対策や安全教育の欠如が災害発生の主な原因であることが明らかにされている。危険な職場での不慣れな仕事、言葉の問題、能率優先の作業、残業と長時間労働による疲労の蓄積などが、アジア系外国人労働者の災害発生の一般的な背景である。

だが、ここに示された労働災害は、表面化したごく一部の数字であり、現実とは掛け離れたものでしかない。改正された「入管法」で「不法就労」の外国人を雇った雇用主に対する「三年以下の懲役または二〇〇万円以下の罰金」という罰則規定が導入されたことが、「不法就労」外国人労働者の労働災害を闇に葬り去る一因ともなっている。

## ■ 総務庁の勧告

総務庁行政監督局は、九一年一月から六月にかけて、外国人就労の実態と関係機関の取り組みの実態調査を行い、関係する一〇省庁に対して勧告を行っている。労働省については、「外国人の就労に関する実態をとくに把握していない」と批判し、労働災害に関連して「外国人労働者の労働災害の防止、労働条件の確保の観点から必要な就労の実態の把握に努めるとともに、事業所の監督に際しては、外国人労働者に係わる労働災害の防止、労働条件の確保についても適切に監督を行うよう都道府県労働基準局を指導すること」と勧告している（同編『国際化時代 外国人をめぐる行政の現状と課題』一五六頁）。

## 三 医療問題の危機

### ■ 「不法就労」外国人の医療保障問題

九〇年代に入って、外国人労働者、とりわけ「不法就労」外国人の医療保障問題がマスコミなどでも大きく取り上げられるようになった。その背後には、「入管法」改正後も年々増えつづけるこれらの外国人の数の増加と滞在の長期化がある。外国人登録をしていない「不法残留」・「不法就労」の外国人は、国民健康保険に未加入の状態である。したがって、医療機関にかかれば高額な医療費を自己負担しなければならない。さらに、言葉の問題や「不法」状態の発覚を恐れるなどの事情が重なって、病気になっても病院への足は遠のかざるをえない。その結果、症状が悪化してからの治療、最悪の場合には、救急医療患者として病院へ運び込まれることになる。

### ■ 生活保護適用の停止措置

この問題が顕在化してきたのは、厚生省が、定住者ではない外国人への生活保護医療扶助を準用しないように全国の自治体に指示した九〇年一〇月以降である。すなわち、それ以前の段階では「不法就労」の外国人労働者であっても、救急医療で入院して治療を受け、医療費が支払えない場合には、生活保護を申請して医療扶助を受けることによって救済されていた。

だが、九〇年一〇月の厚生省の措置がとられて以降、「不法就労」などの外国人患者の救急医療費を病院が負担する例が急増した。たとえば、九〇年一二月、東京・新宿区の病院は腹膜炎の中国人男性を治療し、生活保護の適用を受けようとしたが断られたため一二〇万円の医療費を病院が肩代わりした（『朝日新聞』九〇年一二月五日付）。

### ■ 医療費問題の全国的波及

その後、外国人患者の医療費未払い問題は、全国に波及している。たとえば、次のような事例がある。

▽「全国自治体病院協議会の実態調査で、九一年度分では三七都道府県の一二九病院で五二〇人、九一〇〇万円の未収金があったことがわかった。……医療費の未払い者は不法滞在者で健康保険のな

い患者に目立っている」(『朝日新聞』九二年九月八日付)。

▽「県内の救急機関(大学病院を含め約三二〇病院)などでも、平成三年一年間で計三一四件、三六七七万円が未払いのまま」(『神奈川新聞』九三年二月二二日付)。

▽「都立病院での外国人患者の医療費の未払いが、ここ二年ほど、前年に比べ倍増する勢いで増えている。……一五の都立病院・産院での昨年九月末までの外国人患者による未払い額は、外来と入院合わせて合計約七三六八万円。九〇年度は五〇件、一四〇〇万円ほどだったのが、九一年度には一二四件、二〇〇〇万円と倍増。その後、九二年九月までの半年間で一二三件、二五〇〇万円と半年で前年の一年分を上回った」(『日本経済新聞』九三年三月二九日付)。

## ■ 総務庁の勧告

総務庁行政監察局は、九二年一月に、「医療機関は制度上、何人に対しても正当な事由がなければ診療を拒否してはならないこと」、また「調査した医療機関の外国人患者のうちの五三%が医療保険の適用をうけていないこと」を指摘したうえで、厚生省に対して「外国人が円滑かつ適切に利用できる医療の在り方を検討すること」を勧告している(同監察局編、前掲書、一七八～一七九頁)。だが、右の事例で明らかのように、外国人患者の医療費未払い問題は、病院の経営を圧迫しかねないといわれるほど深刻化している。このことが、救急医療患者であっても、実質的な診療拒否によって「病院をたらいまわし」されて、診察までに数時間を要したり、手遅れで死亡するなどの事態をも引き起こしている。

## ■ 医療危機に対する具体策

こうした医療危機に対する具体的な対策が、各方面で取り組まれている。たとえば、九一年四月、民間医師を中心とする「アジア医師連絡協議会」が「国際医療情報センター」を東京・世田谷区に設立して四カ国語の通訳を常駐させ、電話による医療相談を開始している。開設後三ヵ月半の相談件数は、三六二件に達している。

横浜市にある医療機関に独自の健康保険制度である「みなとまち健康互助会」が設立されたのは、九一年一月であった。これは、外国人会員が一ヵ月二〇〇〇円の会費を納めると、病気になった場合に三割の自己負担で治療をうけられる制度であり、九三年六月には会員数は二五〇〇人、国籍は五二カ国に及んでいる(『毎日新聞』九三年六月二八日付)、九三年三月には、同様の互助会である国際互助組合「ブライト」が東京で発足している。

## ■ 自治体の対応策

東京都が、明治時代に制定された「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」を復活させたのは、九二年六月である。同法は、旅行中に倒れた病人等を救済するものであるが、翌九三年には、神奈川県や埼玉県でも、復活・適用する措置がとられている。また、九三年四月には、神奈川県では「救急医療機関外国籍県民対策補助事業」が発足している。これは、外国籍県民の救急患者を治療し、未払い医療費が生じた場合に、それを補填する制度であり、急患のたらい回し防止などの救急医療体制の円滑な運営をはかることを目的としている。さらに群馬県では、「不法就労」外国人の未払い医療費の七割を補填する「外国人医療費未払い対策事業」が発足している。

「外国人労働者と連帯する神奈川連絡会議」が、厚生省に「滞日外国人にたいする生活保護(医療扶助)の適用を復活しすべての外国人に医療保障を求める要請書」を提出したのは、九三年三月八日である。そこでは、「一日も早く生活保護の適用を復活させ、各種健康保険制度への加入を認めること、そして全ての外国人の医療・生活保障のための必要な措置を講じること」が要請されている。

日本労働年鑑 第64集

発行 1994年6月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2006年11月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第64集【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---